

# 公安委員会定例会議(第20回)の開催状況

第1　日 時 令和4年8月10日(水)  
午後1時30分～午後3時30分

第2　出席者 五葉委員長、曾我部委員、渡部委員  
本部長、総務室長、警務部長、首席監察官、生活安全部長  
刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、情報通信部長  
総務課長

## 第3　議事の概要

### 1 五葉委員長説示

本日は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第31条(対立抗争等に係る損害賠償責任)の趣旨についてお話しします。

平成7年当時、指定暴力団の五代目山口組は、同じく指定暴力団の四代目会津小鉄会と対立し、抗争を繰り返していました。当時は、京都府警の警察官が、会津小鉄会傘下組織の事務所前で警戒警備に当たっていましたが、同年8月25日、山口組傘下組織の組員が、警戒警備中の警察官を会津小鉄会傘下組織の組員と誤認し、拳銃を発砲しました。警察官は胸を撃たれて即死でした。

その3年後の平成10年8月、遺族が当時の渡辺芳則・山口組組長等を被告とし、損害賠償を求めて京都地裁に提訴しました。裁判は最高裁までいき、平成16年11月12日付最高裁判決では、「山口組組長と山口組の下部組織である構成員との間には、山口組の事業につき民法第715条第1項所定の使用者と被用者の関係が成立していたと解するのが相当である。また、山口組の下部組織における対立抗争において、その構成員による殺傷行為は、山口組の威力を利用しての資金獲得活動に係る事業の執行と密接に関連する行為というべきであり、山口組の下部組織の構成員による殺傷行為について、山口組組長が民法第715条第1項による使用者責任を負うものと解するのが相当である」と判示しました。

平成16年当時は、組長に対する使用者責任を追及するには民法第715条しかなく、しかも「使用者と被使用者の関係」及び「事業の執行につき」という2つの要件が必要になるなど、立証が困難な状況にありました。そこで、上記の最高裁判決を踏まえて暴対法を改正し、第31条において、指定暴力団相互の対立抗争が発生し、暴力団員が凶器を使用して身体又は財産を侵害した場合には、暴力団組長が生じた損害を賠償する責任があることを明記し、被害者側の立証責任の負担を軽減しました。

つまり、暴対法第31条は、民法第715条を一步進めた規定であると理解できます。暴力団対策を推進するに当たっては、あらゆる法令を駆使し、暴力団の威力を示した資金獲得活動の取締りのほか、指定暴力団の組長等に対して、徹底的に責任を追及していただきたいと思います。

## 2 決裁事項

### 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和4年第19回公安委員会定例会議の会議録について伺いがあり了承した。

## 3 報告事項

### (1) 令和4年度第1回警察署協議会の開催状況

総務室長から、令和4年度第1回警察署協議会の開催状況について報告があった。

委員から、「警察署協議会は、警察活動をより良くする良い機会である。コロナ対策を徹底しつつ、警察と地域住民とが目と目を合わせてじっくりと話し合うことで相互の連携強化を図っていただきたい」との発言があった。

委員から、「今後も公安委員の一人として、できる限り県内一円の警察署協議会に参加して地域住民の様々な意見を聴き、公安委員会の各種業務に反映していただきたい」との発言があった。

委員から、「警察署協議会委員の選定に当たっては、署独自の地域性や職種に配意するほか、中高年層ばかりでなく若年層の意見も反映されるように配意していただきたい」との発言があった。

### (2) 常習すりグループによる連続窃盗事件の終結

刑事部長から、常習すりグループによる連続窃盗事件の終結について報告があった。

委員から、「すりは現行犯逮捕が難しい犯罪だと思うが、捜査員の大量導入や監視カメラ映像の確認等によって犯人グループ全員の検挙に至ったことは良かった。引き続き、地域住民の安全安心の確保に向けて犯人の検挙に取り組んでいただきたい」との発言があった。

### (3) 監察案件に関する報告

警務部から、監察案件に関する報告があった。

### (4) 運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞

交通部から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞結果について報告があり、審議の結果18件の行政処分の決定について伺いがあり了承した。

## 4 その他

8月5日付けで着任した本部長から、「新たに愛媛県警察の一員となった。ご指導をよろしくお願ひしたい」「委員長説示のとおり、平成16年11月12日の最高裁判決で、当時の渡辺芳則山口組組長の使用者責任が認められたことは、大きな打撃を与えたのではないかと考えている。暴力団に対しては、個々の暴力団員の検挙はもとより、暴対法に基づき関係機関と連携した暴力団排除活動や、暴力団から資金をはく奪して経済的打撃を与え

る資金源対策等も重要である。引き続き、委員長説示の規定の活用を含めた暴力団の資金源対策に強力に取り組みながら暴力団組織の弱体化を図りたい」との発言があった。

以 上